

No. 1875

2020・4・20

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

コロナ影響で苦しむ業者向け支援を市に要請

3月25日、三次民商は三次市と安芸高田市に、新型コロナウイルス感染症による影響で苦境に立たされている市民・中小業者幅広い支援を要望しました。

今、置かれている切実な状況を説明しながら、スピードを要する対応をしてほしいと要望。岡市とも「検討する」旨の回答にとどまりました。

三次市は福岡市長を含め3人が対応、民商からは6名が参加。安芸高田市は商工観光課長が対応、民商から4名が参加しました。



三次市長へ要望書を渡す岡市長



安芸高田市へ要望書を渡す岡市長

情報が錯綜していて思っていたのと違った。

新型コロナウイルスが拡大する中、三次民商・要求運動部は、4月2日、8日に緊急相談会を開催し、11名が相談に駆けつけました。

雇用助成金や融資など様々な制度を一つずつ説明しました。

情報も錯綜し、誰でも受けられるわけではない、まだ閣議決定していないなど、安倍政権の情報操作が露見しました。

班会が開けない今、商工新聞(ニュース)で正しい情報を知ることが大切です。



◎持続化給付金(補正予算成立後)

【給付額】法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【支給対象】

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。

【前年同月比とは】2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者が選択。

【申請受付】補正予算案成立後、1週間程度で申請受付を開始。

【申請に必要な書類】住所や口座番号(通帳の写し)に加え

- ◆法人 ①法人番号 ②2019年の確定申告書の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等
- ◆個人事業主 ①本人確認書類 ②2019年の確定申告書の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

その他、申請に必要な事項は4月最終週を目途に確定・公表されます。速やかに申請できるよう準備をしておきましょう。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

コロナ対策の民商ポスター &ピウができました!



コロナで困っている業者に知らせるため、ポスターを貼っていただくところ、ピウを置いてもらうところ大募集!! 民商まで

★後期高齢者保険料率の改定

	平成30・令和 1年度	令和2・3年度
均等割額	45,500円	46,451円
所得割額	8.76%	8.84%
限度額	62万円	64万円

三次民商のコロナ対策

先週、三次市内において新型コロナウイルスのクラスター感染が起きました。

三次民商も感染拡大を防ぐため、以下の対策を取ります。

●事務所の3密を防ぐため、事前の予約をお願いします。

〈配布集金について〉

●15日集金を月末集金にします。

●新聞配布はポストに投函など、なるべく手渡しはやめましょう。

●会費納入の振り込みを希望される方は振替用紙を送ります。

〈班会・会議〉

●班会は当面、中止または30分以内

三次市の住宅リフォーム支援事業

市内に本店を有する建築業者を利用して住宅や店舗のリフォーム工事を行われた場合に、工事に要した経費の一部と補助します。

受付期間：2020年5月7日(木)～

2020年5月20日(水) ※土日を除く

受付場所：三次市商工労働課(市役所本館4F)

公開抽選会(応募多数の場合)：5月26日(火)14時

補助の対象となる物件	住宅＝市内に所有する自己の居住用の住宅 店舗等＝市内にある自己の営業用の店舗・事務所(以下「店舗等」) ※所有者の承諾が得られれば、配偶者、親または子から無償で借用している建物でも可能
申請資格	①市内に住居または店舗等を所有する個人、または市内に登録している店舗等を有する法人で、市税・料を完納しており、直近の過去3年度以内に三次市リフォーム支援事業補助金の交付を受けていないこと。 ②申請する工事部分について、市等の他の補助制度の対象となっていないこと。
補助金額	工事金額の10%以内 住宅：最高20万円 店舗等：最高30万円
補助対象工事	①住宅または店舗等の本体部分の増改築・修繕・模様替え工事 ②補助金交付決定後に着工し、2021年2月28日までに完了する工事 ③消費税額を除く工事金額が50万円以上の工事
工事を行う業者	●市内に本店を有する法人 ●市内に住所登録及び主たる事業所を有する個人事業主

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

無料法律相談

4月27日(月)

午後1時半～

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654